

徳島県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県阿南県土整備事務所において、令和8年7月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
287	福井椿泊加茂前	阿南市椿町谷ノ浦15番7地先 から 同 大瀬井10番8地先 まで	157.0	令和8年7月24日